

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例制定について

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市隣保館条例等の一部を改正する条例

(周南市隣保館条例の一部改正)

第1条 周南市隣保館条例（平成15年周南市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

周南市隣保館使用料

区分	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	230円	230円
50平方メートル以上	810円	1,210円	1,210円
調理実習室	810円	1,210円	1,210円

別表第2中

「

50平方メートル以上	51円
調理実習室	51円

」

を

「

50平方メートル以上	52円
------------	-----

調理実習室	52円
-------	-----

」

に改める。

(周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第2条 周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成15年周南市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

種別	取扱区分	手数料
し尿	収集、運搬及び処分するとき。	(1) 1便槽1回につき340円 1人1か月につき252円 ただし、簡易水洗便所については上記金額に1人1か月につき164円、1か月360リットルを超えるものについては36リットルまでごとに142円を加算する。 (2) (1)により難しいもの36リットルまでごとに462円 ただし、臨時くみ取りについては、1回につき1,430円を加算する。
	(1) 市長の指定する場所に搬入するとき。	1体につき324円
徳山区域の動物の死体	(2) 市が収集、運搬及び処分するとき。	1体につき544円
	収集、運搬及び処分するとき。	1品目につき1,068円の範囲内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬するとき。	1品目につき2,933円の範囲内で規則で定める額
燃やせるごみ	家庭ごみ搬入受付	10キログラムまでごとに110円

	センターへ搬入するとき。	ただし、家庭廃棄物の場合、1回につき50キログラム以下は無料
上記以外の一般廃棄物	周南市リサイクルプラザ、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場又は鹿野一般廃棄物最終処分場へ搬入するとき。	10キログラムまでごとに52円 ただし、家庭廃棄物の場合、1回につき50キログラム以下は無料

別表第2の表を次のように改める。

種別	取扱区分	費用
第26条の規定により規則で定める産業廃棄物	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場へ搬入するとき。	10キログラムまでごとに52円

(周南市斎場条例の一部改正)

第3条 周南市斎場条例（平成15年周南市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表第1の火葬施設の表中

「

身体の一部	1個につき	無料	3,240
胞衣	1個につき	無料	2,160

」

を

「

身体の一部	1個につき	無料	3,300
胞衣	1個につき	無料	2,200

」

に改め、同表の葬儀場（新南陽斎場に限る。）の表を次のように改める。

葬儀場（新南陽斎場に限る。）

区分	単位	使用料（単位：円）	摘要
----	----	-----------	----

			市内住民	市外住民	
葬儀による使用	1回につき	3時間以内	22,000	66,000	超過使用料及び冷暖房使用料については、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。
	超過使用料	1時間につき	7,330	22,000	
	冷暖房使用料	1時間につき	1,068		
通夜による使用	1回につき	午後5時から翌日午前9時まで	10,260	30,800	
	超過使用料	1時間につき	730	2,200	
	冷暖房使用料	1時間につき	419		

別表第1の霊安室（新南陽斎場に限る。）の表中

「

1体につき	24時間以内	無料	6,290	
-------	--------	----	-------	--

」

を

「

1体につき	24時間以内	無料	6,410	
-------	--------	----	-------	--

」

に改める。

別表第2中

「

使用料（単位：円）
7,340
10,490
3,670
5,240

」

を

「

使用料（単位：円）
7,480
10,680
3,740
5,340

」

に改める。

（周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（使用料の算定）

第23条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次表に定める基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

使用料の額（1か月につき）		
基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
1,350.80円	10立方メートルまで	17.60円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	174.90円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	196.90円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	206.80円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.50円
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	220.00円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	224.40円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	229.90円
	1,000立方メートルを超えるもの	235.40円
備考 使用者が使用期の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、若		

しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用期の使用料は、基本料金に限り次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内のときは、2分の1の額とする。

(2) 使用日数が15日を超えるときは、全額とする。

(周南市農林業集会所条例の一部を改正)

第5条 周南市農林業集会所条例（平成15年周南市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

名称	施設	時間区分			
		午前	午後	夜間	延長
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	1時間につき
周南市高瀬集会所	集会室	500円	500円	620円	125円
	和室	290円	290円	360円	73円
周南市馬神集会所	集会室	500円	500円	620円	125円
	和室	290円	290円	360円	73円
	調理実習室	750円	750円	940円	188円

別表第2中

「

1時間につき
51円

」

を

「

1時間につき
52円

」

に改める。

(周南市大潮田舎の店設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 周南市大潮田舎の店設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

利用料金
1,028円
3,080円

」

を

「

利用料金
1,047円
3,140円

」

に改め、同表備考2中「514円」を「523円」に改める。

(周南市鹿野わかもの定住センター設置条例の一部改正)

第7条 周南市鹿野わかもの定住センター設置条例（平成15年周南市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1時間につき
380円
318円
596円

」

を

「

1時間につき

387円
324円
607円

」

に改める。

別表第2中

「

1時間につき
51円
20円
20円

」

を

「

1時間につき
52円
20円
20円

」

に改める。

(周南市八代農産物加工所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 周南市八代農産物加工所の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

利用料金
3,080円
514円

」

を

「

利用料金
3,140円
523円

」

に改める。

(周南市漁港管理条例の一部改正)

第9条 周南市漁港管理条例（平成15年周南市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考7中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3備考5中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例の一部改正)

第10条 周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例（平成15年周南市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の額は、使用者が排除した汚水量に応じ、次表に定める基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

使用料の額（1か月につき）		
基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
1,350.80円	10立方メートルまで	17.60円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	174.90円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	196.90円

	30立方メートルを超え50立方メートルまで	206.80円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.50円
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	220.00円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	224.40円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	229.90円
	1,000立方メートルを超えるもの	235.40円

備考

使用者が使用期中途において漁業集落排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用期の使用料は、基本料金に限り次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内のときは、2分の1の額とする。

(2) 使用日数が15日を超えるときは、全額とする。

(周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第12条 周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例（平成15年周南市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設の名称		単位	使用料
多目的ホール	全面使用時	1時間につき	670円
	半面使用時	〃	335円
ステージ		〃	178円
控室1・2		各室 1時間につき	115円
文化教養室		1時間につき	199円
調理室		〃	167円
トレーニング室		1人 1回につき	150円
		回数券10枚綴り	1,500円
シャワー		1人 1回につき	150円
		回数券10枚綴り	1,500円

研修室	1時間につき	450円
会議室1	〃	345円
会議室2	〃	240円
サークルルーム1・2	各室 1時間につき	115円
駐車場	1平方メートル 1日につき	10円

別表第2の表を次のように改める。

機材器具の名称		単位	使用料
ステージ照明設備		1時間につき	1,571円
可動席	平床型可動席	1台 1回につき	2,095円
	段床型可動席	〃	2,095円
視聴覚機材		各1台 1回につき	2,095円の範囲内で規則で定める額
その他機材		〃	〃

別表第3の表を次のように改める。

使用区分	1時間につき
多目的ホール	1,055円
ステージ	451円
研修室	123円
文化教養室	70円
会議室1	
会議室2	
調理室	
控室1・2	26円
サークルルーム1・2	

(周南市地方卸売市場条例の一部改正)

第13条 周南市地方卸売市場条例（平成15年周南市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「せり売又は入札によって買い受けた場合にあっては買い受けた額に100分の108を乗じて得た額その他の場合にあっては消費税額及び地方消費税額を含む額とする」を「買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする」に改める。

第56条第7項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（周南市都市公園条例の一部改正）

第14条 周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4の（1） 二葉屋開作公園テニスコート専用使用料の表中

「

使用料	308円
-----	------

」

を

「

使用料	314円
-----	------

」

に改め、同表の（2） 華西公園夜間照明専用使用料の表中

「

使用料	1,748円	442円
-----	--------	------

」

を

「

使用料	1,780円	450円
-----	--------	------

」

に改め、同表の（3） 永源山公園プール使用料の ア プール個人使用料の表中

「

使用料	610円	200円	100円
-----	------	------	------

」

を

「

使用料	620円	200円	100円
-----	------	------	------

」

に改め、同表の（４） 熊毛中央公園運動場、勝間ふれあい公園運動場、三丘徳修公園運動場及び高水近隣公園運動場の専用使用料の表中

「

使用料	205円
-----	------

」

を

「

使用料	209円
-----	------

」

に改め、同表の（５） 熊毛中央公園運動場夜間照明専用使用料の表中

「

使用料	514円	257円
-----	------	------

」

を

「

使用料	523円	261円
-----	------	------

」

に改め、同表の（６） 熊毛中央公園テニスコート及び高水近隣公園テニスコートの専用使用料の表中

「

使用料	154円
-----	------

」

を

「

使用料	157円
-----	------

」

に改め、同表の（7） 熊毛中央公園テニスコート夜間照明及び勝間ふれあい公園テニスコート夜間照明の専用使用料の表中

「

使用料	318円
-----	------

」

を

「

使用料	324円
-----	------

」

に改め、同表の（8） 勝間ふれあい公園テニスコート及び三丘徳修公園テニスコートの専用使用料の表中

「

使用料	308円
-----	------

」

を

「

使用料	314円
-----	------

」

に改める。

（周南市普通公園条例の一部改正）

第15条 周南市普通公園条例（平成15年周南市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

使用料	308円
-----	------

」

を

「

使用料	314円
-----	------

」

に改める。

(周南市営路外駐車場条例の一部改正)

第16条 周南市営路外駐車場条例（平成15年周南市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市営徳山駅前駐車場 1台1回につき1,080円
周南市営代々木公園地下駐車場 1台1回につき860円

」

を

「

周南市営徳山駅前駐車場 1台1回につき1,100円
周南市営代々木公園地下駐車場 1台1回につき880円

」

に、

「

1台1か月につき14,040円
1台1か月につき7,560円
1台1か月につき6,480円

」

を

1台1か月につき14,300円
1台1か月につき7,700円
1台1か月につき6,600円

に改める。

(周南市下水道条例の一部改正)

第17条 周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

汚水区分	使用料の額（1か月につき）		
	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	1,350.80円	10立方メートルまで	17.60円
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	174.90円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	196.90円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	206.80円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	214.50円
		100立方メートルを超え 200立方メートルまで	220.00円
		200立方メートルを超え 500立方メートルまで	224.40円
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	229.90円
		1,000立方メートルを超	235.40円

			えるもの	
公衆浴場汚水及び温泉汚水	100立方メートルまで	10,450円	100立方メートルを超えるもの	66.00円

備考

- 1 使用者が、使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの当該使用期の使用料は、基本料金に限り次に定めるところによる。
- 2 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいい、公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場から排除された汚水をいい、温泉汚水とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を使用した汚水をいう。

使用日数	基本料金
1日から15日まで	1月の2分の1
16日から30日まで	1月
31日から45日まで	1月の2分の3
46日以上	1月の2分の4

（周南市道路占用料徴収条例の一部改正）

第18条 周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（周南市準用河川管理条例の一部改正）

第19条 周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2備考9中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（周南市港湾設備使用料徴収条例の一部改正）

第20条 周南市港湾設備使用料徴収条例（平成15年周南市条例第223号）の一部を次

のように改正する。

第3条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市給水施設使用料条例の一部改正)

第21条 周南市給水施設使用料条例（平成15年周南市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市水道事業給水条例の一部改正)

第22条 周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項を次のように改める。

第25条 水道料金は、次に定める基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

水道料金（1か月につき）					
基本料金		従量料金			
メーター口径	金額	第1段	第2段	第3段	第4段
13ミリメートル 及び20ミリメートル	550円	10立方メートルまで 1立方メートルにつき77.00円	10立方メートルを超え20立方メートルまで 1立方メートルにつき157.30円	20立方メートルを超え30立方メートルまで 1立方メートルにつき212.30円	30立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき240.90円
25ミリメートル	1,430円				
30ミリメートル	2,420円				
40ミリメートル	4,620円				
50ミリメートル	10,340円				
75ミリメートル	27,500円				
100ミリメートル	55,000円				
150ミリメートル	129,800円				
200ミリメートル	232,100円				

公衆浴場	各口径の 基本料金	100立方メートルまで4,400円 100立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき77.00円
備考 この表において「公衆浴場」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事により統制額を指定された公衆浴場をいう。		

第28条第1項第2号を次のように改める。

(2) 従量料金

区分	使用期間				従量料金 (1立方メートルにつき)
	1日から15日まで	16日から30日まで	31日から45日まで	46日以上	
第1段	10立方メートルまで		20立方メートルまで		77.00円
第2段	10立方メートルを超え 20立方メートルまで		20立方メートルを超え 40立方メートルまで		157.30円
第3段	20立方メートルを超え 30立方メートルまで		40立方メートルを超え 60立方メートルまで		212.30円
第4段	30立方メートルを超えるもの		60立方メートルを超えるもの		240.90円
公衆浴場	50立方メートルまで 2,200円 50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 77.00円	100立方メートルまで4,400円 100立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき77.00円	150立方メートルまで 6,600円 150立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 77.00円	200立方メートルまで 8,800円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 77.00円	—
備考 この表において「公衆浴場」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、山口県知事					

により統制額を指定された公衆浴場をいう。

第33条第1項の表を次のように改める。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル及び20ミリメートル	55,000円
25ミリメートル	132,000円
30ミリメートル	237,600円
40ミリメートル	418,000円
50ミリメートル	748,000円
75ミリメートル	1,980,000円
100ミリメートル	3,796,100円
150ミリメートル	11,024,200円
200ミリメートル	25,300,000円

(周南市法定外公共物管理条例の一部改正)

第23条 周南市法定外公共物管理条例（平成16年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考10中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市金峰柚の里交流館条例の一部改正)

第24条 周南市金峰柚の里交流館条例（平成17年周南市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

区分	午前	午後	夜間	延長
施設	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	1時間につき
多目的室	520円	520円	640円	125円
和室	310円	310円	380円	73円

調理室	830円	830円	1,040円	209円
シャワー室	1人1回100円（ただし、給湯を使用する場合に限る。）			

別表第2中

「

1時間につき
51円

」

を

「

1時間につき
52円

」

に改める。

（周南市フィッシャリーナ条例の一部改正）

第25条 周南市フィッシャリーナ条例（平成17年周南市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

種類	艇長	使用料（1年につき）	
		市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
小型船用浮 栈橋	6m未満	112,200円	134,640円
大型船用浮 栈橋	6m未満	118,800円	142,560円
	6m以上 7m未満	132,000円	158,400円
	7m以上 8m未満	145,200円	174,240円
	8m以上 9m未満	158,400円	190,080円

（周南市鹿野山村広場等施設条例の一部改正）

第26条 周南市鹿野山村広場等施設条例（平成19年周南市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

使用料
2,160円
1,779円
540円
236円

」

を

「

使用料
2,200円
1,812円
550円
240円

」

に改める。

（周南市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正）

第27条 周南市道路附属物自動車駐車場条例（平成20年周南市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

定期駐車券による駐車	1台1か月につき 4,110円
------------	-----------------

」

を

「

定期駐車券による駐車	1台1か月につき 4,180円
------------	-----------------

」

に改める。

(周南市環境館条例の一部改正)

第28条 周南市環境館条例（平成23年周南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

研修室（1）	610円	1,020円
研修室（2）	610円	1,020円

」

を

「

研修室（1）	620円	1,040円
研修室（2）	620円	1,040円

」

に、

「

会議室（2階）	300円	510円
---------	------	------

」

を

「

会議室（2階）	310円	520円
---------	------	------

」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

環境館冷暖房使用料

区分	午前	午後
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで

研修室（１）	310円	520円
研修室（２）	310円	520円
会議室（２階）	150円	260円

（周南市道の駅ソレーネ周南条例の一部改正）

第29条 周南市道の駅ソレーネ周南条例（平成25年周南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設名	利用料金
物品販売施設	1か月につき1平方メートル当たり3,560円
製造販売施設	1か月につき1平方メートル当たり4,070円
軽食コーナー	1か月につき1平方メートル当たり7,120円
地産地消食堂	1か月につき504,160円
自動販売機置場	売上額に100分の50を乗じて得た額

別表第2の表を次のように改める。

区分	利用料金	
研修交流室	営利を目的とする場合	1時間につき4,074円
	その他の場合	1時間につき2,037円
調理実習室	営利を目的とする場合	1時間につき407円
	その他の場合	1時間につき203円
屋根付き広場	1日につき1平方メートル当たり611円	

別表第3中

「

研修交流室	1時間につき300円
-------	------------

」

を

「

研修交流室	1時間につき305円
-------	------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市隣保館条例、周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、周南市斎場条例、周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例、周南市農林業集会所条例、周南市大潮田舎の店設置及び管理に関する条例、周南市鹿野わかもの定住センター設置条例、周南市八代農産物加工所の設置及び管理に関する条例、周南市漁港管理条例、周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例、周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例、周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例、周南市地方卸売市場条例、周南市都市公園条例、周南市普通公園条例、周南市営路外駐車場条例、周南市下水道条例、周南市道路占用料徴収条例、周南市準用河川管理条例、周南市港湾設備使用料徴収条例、周南市給水施設使用料条例、周南市水道事業給水条例、周南市法定外公共物管理条例、周南市金峰柚の里交流館条例、周南市フィッシャリーナ条例、周南市鹿野山村広場等施設条例、周南市道路附属物自動車駐車場条例、周南市環境館条例及び周南市道の駅ソレーネ周南条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金について適用し、施行日前に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条の規定による改正後の周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1し尿の項に定める手数料の規定及び第21条の規定による改正後の周南市給水施設使用料条例第5条の規定は、施行日前から継続してし尿の収集、運搬及び処分をし、又は周南市給水施設を使用し、施行日から令和元年10月31日までの間に手数料又は使用料の支払いを受ける権利が確定するものの当該確定した手数料又は使用料の算定については、なお従前の例による。

- 4 附則第2項の規定にかかわらず、第4条の規定による改正後の周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第23条の規定、第11条の規定による改正後の周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項の規定、第17条の規定による改正後の周南市下水道条例別表の規定並びに第22条の規定による改正後の周南市水道事業給水条例第25条第1項及び第28条第1項第2号の規定は、この条例の施行日前から継続して農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道又は水道を使用し、施行日から令和元年10月31日（以下「基準日」という。）までの間に使用料又は水道料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料又は水道料金の支払を受ける権利が確定する日が基準日後であるものにあつては、当該確定したもののうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料又は水道料金を前回確定日（その直前の使用料又は水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料又は水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から基準日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）の当該確定した使用料又は水道料金の算定については、なお従前の例による。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は、これを1月とする。